

公益社団法人くまもと被害者支援センター  
令和7年度事業計画

I 基本方針

公益社団法人くまもと被害者支援センター定款第3条に掲げる目的「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対して、精神的支援その他の各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって犯罪被害者等の被害の回復及び軽減に資すること」の達成を目指す。

第1 本年度の重点目標

1 相談員の資質向上及び人材育成

開設20年を過ぎ、今後経験豊富な相談員の相次ぐ退職が見込まれることから、相談員の資質向上及び新たな人材の発掘を図るとともに、直接支援件数の増加に円滑に対応するために直接支援員として活動できる人材の育成が求められている。

2 効率的かつ効果的な財政運営

賛助会員の高齢化や物価高騰による社会経済への影響もあり、賛助会員数及び会費収入の減少傾向に歯止めがかからず、収支は大変厳しい状況が続いており、新たな財源の確保とともに、さらなる効率的かつ効果的な財政運営が求められる。

3 広報啓発の充実強化

本年度は「性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもと」開設10周年を迎えることから、記念シンポジウムを開催する。

また、他団体が主催するイベントや街頭でのチラシの配布等啓発活動による情報発信の強化とともに、県や県警、市町村等関係機関と連携した広報啓発活動に取り組む。

II 犯罪被害者等に対する支援事業（公益目的事業1）

第1 相談事業

1 電話相談（メール・手紙等含む）事業

（1）相談専用電話 096-386-1033 平日 10:00～16:00 開設

メール相談 center@k-v-support.jp

専用電話相談ブースで相談員が被害者等からの相談を受理し、各種情報の提供、面接、法律相談等の支援に繋げる。

（2）性暴力専用電話 096-386-5555 24時間開設（年末年始はコールセンター対応）

メール相談 support@yourside-kumamoto.jp

性暴力被害者のためのサポートセンター「ゆあさいどくまもと」24時間ホットラインを相談員が4交代制で運営し、性暴力被害者からの相談を受理し、各種情報の提供、病院付き添いや面接、法律相談等の支援に繋げる。

(3) 全国共通ナビダイヤル 0570-783-554 平日 10:00~16:00 対応

全国被害者支援ネットワークに開設された犯罪被害者等電話サポートセンターにおいて、年末年始を除く 7:30~22:00 の間の電話相談事業が行われるが、センターの相談電話開設時間帯はナビダイヤルから転送を受け、対応する。

## 2 面接相談事業

電話相談等の結果、面接が必要と思われる被害者等に対し、センターの相談室において犯罪被害相談員が面接相談を行う。

遠隔地等により来所が困難な被害者等に対しては、訪問面談やWEBによる面談を実施する。

原則 月曜~金曜（平日）10:00~16:00

## 3 専門相談事業

### (1) 心理相談

電話・面接相談の結果、専門家による心理相談が必要と認められる被害者等に対し、センターの協力公認心理師によるカウンセリングを無料（1回）で行う。

随時相談 協力公認心理師 5名

### (2) 法律相談

電話・面接相談の結果、専門家による法律相談が必要と認められる被害者等に対し、センターの協力弁護士による法律相談を無料（1回）で行う。

定例相談 毎月第4火曜日 13:30~15:30 協力弁護士 15名

随時相談 協力弁護士 19名

## 4 性暴力に関するSNS相談事業

内閣府が実施する「性暴力に関するSNS相談事業」に参加する。

令和7年度開設日 365日 17:00~21:00

## 第2 直接的支援事業

### 1 危機介入事業

警察からの情報提供等による犯罪被害発生直後の支援が必要な被害者等に対して、被害者等のニーズに応じて、現場、病院、被害者宅等で必要な情報の提供、相談、生活支援等の応急の支援活動を行う。

### 2 付き添い等直接的な支援事業

被害者等のニーズに応じて精神的負担の軽減を図るため、警察・検察庁での事情聴取、証人出廷、病院等への付き添いや、裁判の代理傍聴、自宅訪問等の支援活動を行う。

性暴力被害者への支援活動は、24時間体制で行うが、夜間帯に行う直接的支援は、必要性、緊急性等を十分勘案して行う。

### 3 物品の供与事業

被害者等からの要望に基づき、被害者等の不安を除去するため、防犯ブザー及び着替え用の衣服等物品の供与、貸与を無償で行う。

### 4 緊急支援金支給事業

緊急避妊治療等、被害者等が犯罪行為に起因する費用を負担した場合に、一人5万円を限度として緊急支援金を支給する。

#### 5 犯罪被害者等給付金申請補助事業

被害者等からの要望に基づき、犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要や申請に必要な書類、申請書類の記載事項等の説明及び裁定の申請手続きの補助を行う。

#### 6 犯罪被害者等見舞金申請補助事業（熊本県事業）

犯罪被害者等の経済的負担の軽減のために支給される犯罪被害者等見舞金の申請に係る相談を受理し、必要な書類の準備等申請手続きの補助を行う。

#### 7 犯罪被害者支援に係る制度等の情報提供事業

被害者等の状況に応じて、関係機関、弁護士等と連携を図りながら、被害者参加制度、損害賠償命令制度、各種育英制度等の情報提供を行うとともに、関係機関への引継及び付添、並びに申請手続きの補助等を行う。

### 第3 自助グループ支援事業

#### 1 自助グループ活動支援

被害者等への長期的な支援として、被害者等として同じ境遇を経験した遺族が、つらい経験を語り合うことで、被害からの立ち直りを図ることを目的に設立された自助グループ「さくらの会」に対して、交流場所の提供や社会貢献活動機会の創出を行う等その活動を支援する。

#### 2 性暴力被害者のための自助グループ活動支援

被害からの立ち直りを図ることを目的に設立された性暴力被害者の自助グループ「ラグラスの会」に対して、交流場所の提供等その活動を支援する。

### 第4 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業

#### 1 警察等との連携及び情報提供

警察、検察庁、裁判所等との緊密な連携によって支援に必要な情報を早期に入手し、必要に応じて被害者等に提供するとともに、被害者等の同意に基づいて、関係機関との情報共有による的確な支援活動を行う。

また、国から地方における途切れない支援の提供体制の強化が求められており、多機関ワンストップ体制の構築に向けて、県、県警と連携を強化する。

#### 2 行政との連携

熊本市をはじめ県内自治体と連携し、地域での被害者支援サービスの向上を図る。

特に、被害者等支援のための条例制定の動きがある自治体について、情報の提供・共有等連携を密にする。

#### 3 各種協議会への参加

熊本県犯罪被害者支援連絡協議会（事務局：県警察本部犯罪被害者支援室）に参加し、関係機関にセンターの活動状況を積極的に紹介するとともに、被害者支援に関する各種情報の交換や相互協力を行う。

その他の参加会議

子どもの命と権利を守る活動推進協議会

熊本県人権施策・啓発推進委員会

熊本県犯罪被害者等支援市町村連絡会議

熊本県困難女性支援調整会議

熊本市人権啓発市民協議会・熊本市要保護児童対策地域協議会

熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会

#### 4 公益社団法人全国被害者支援ネットワークとの連携

「全国被害者支援ネットワーク」との連携を図り、合同の研修会等への参加を通じて人材育成や支援機能の向上に努める。

#### 5 産婦人科医療機関、精神科医療機関との連携

性暴力被害者の心身の負担を軽減する等のため、産婦人科医療機関とのネットワークを構築し、受診時における付き添い等の支援を円滑に行う。

また、性犯罪、性暴力被害者の精神科医療機関での治療が必要なケースが増加していることから、女性医師が対応可能な県内医療機関の発掘や協力依頼に努める。

さらに男性の性被害に対応できる医療機関の情報収集に努める。

### 第5 相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業

#### 1 被害者支援ボランティアの養成

被害者支援ボランティアを養成するため、ボランティア養成講座を開講し、基礎的な研修を実施して8割以上の受講者を修了者としてボランティア登録を行う。

開講時期及びカリキュラム 9月開講・全6回20時間とする。

#### 2 支援活動員（直接支援員等）の養成

(1) ボランティア養成講座修了者及び登録ボランティアのうち、支援活動員として支援活動に携わりたいことを希望する者に対して、電話・面接相談、直接支援員としての支援活動に必要な専門的知識、技能の習得のため、被害者支援の制度や被害者等の心理、支援の実際等の研修を実施する。

(2) 電話・面接相談・直接的支援等の活動内容別の実地研修を実施する。

#### 3 全国被害者支援ネットワーク等主催の各種研修への派遣

(1) 直接支援員継続研修（九州・沖縄ブロック質の向上研修）

直接支援員初級修了者で一定の実務経験者を、直接支援員のリーダーや犯罪被害相談員に必要な専門的知識、技能のためケースマネジメントやプランの作成、組織管理等を学ぶ中級研修に派遣する。

(2) 犯罪被害相談員養成研修

直接支援員継続研修修了者で一定の実務経験者を、高度の支援プランの作成、支援者に対する助言・指導、組織管理等を学ぶ研修に派遣する。

(3) コーディネーター養成研修

犯罪被害相談員養成研修修了者で一定の実務経験者を、コーディネーターとしての総合的な支援のあり方や他機関との連携促進、プレゼンテーションの技法等を学ぶ研修に派遣する。

#### 4 相談員・直接支援員等に対する研修会等の実施

(1) 直接支援員に対し、支援活動に必要な専門的知識、技能の習得など資質の向上と意思疎通を図るため、2カ月に1回の継続研修を実施する。

- (2) 「ゆあさいどくまもと」電話相談員に対し、被害者支援の制度、被害者の心理、支援の実際など、資質の向上と意思疎通を図るため、月1回の継続研修を実施する。
  - (3) 研修、広報、出前講座の各委員会を設置し、「ゆあさいどくまもと」電話相談員は希望によりいずれかの委員会に所属し、活動に従事することにより、企画、運営等の人材育成を図る。
- 5 スーパービジョンの実施
- (1) 弁護士、精神科医、公認心理師等にスーパーバイザーを委嘱し、個別のケースに対して専門的立場から指導助言を行うスーパービジョンを2カ月に1回実施する。  
特に支援が困難なケースに関しては、複数のスーパーバイザーによるケース検討会議を随時開催し、それぞれの専門的見地からアドバイスを求める。
  - (2) 統括責任者（センター長）等参加のもと、ケース検討会議を毎月1回開催し、直接支援員の情報共有と質の向上を図る。
  - (3) ピアスーパービジョンとして、昼間の時間帯において電話相談モニターを行い、電話相談対応の質の向上を図る。

## 第6 被害者等の実態等に関する調査及び研究事業

- 1 先進的取り組み等の調査及び研究事業  
国内での被害者支援活動の先進的取り組みを行っている団体等との情報交換及び調査活動を積極的に推進し、職員のスキルアップを図る。
- 2 刊行物等からの情報収集事業  
被害者等の実態等に関する情報を全国被害者支援ネットワーク発行の機関誌及び全国の各センター機関誌や新聞、雑誌等の刊行物から入手し、実現可能な好事例等について活用を図る。

## Ⅲ 犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発事業（公益目的事業2）

### 第1 広報啓発事業

- 1 機関誌及びリーフレットの作成・配布事業  
機関誌「センターニュース」を年1回発行し、会員、関係機関等に送付するとともに、リーフレット等を啓発イベント等で配布するなど当センターの被害者支援活動について広報・啓発を推進する。
- 2 各種広報媒体を活用した広報・啓発事業の推進
  - (1) 当センターの活動内容等を紹介したホームページを随時更新し、広報・啓発の強化に取り組む。
  - (2) ラジオ、タウン誌を活用した広報・啓発を推進する。
- 3 広報啓発イベントの実施
  - (1) 犯罪被害者週間事業として、ゆあさいどくまもと開設10周年記念シンポジウムを開催する。
  - (2) 県内自治体の協力を得て、庁舎のロビー等を借りて、啓発パネルの展示を行う。

- (3) 熊本市主催イベントに出展し、ワークショップ、募金活動、啓発パネル展示を行い、地域との交流と併せて広報、啓発を推進する。
- (4) 県警と連携し、犯罪被害者週間に街頭でチラシやリーフレット、啓発グッズ等を配布し、広報啓発を推進する。
- 4 「ゆあさいどくまもと」出前講座の実施  
県内の中学校、高校等の生徒、教員、保護者、各種団体に対して性暴力被害に関する出前講座を計画的に実施する。また、プログラムの内容をさらに充実させる。
- 5 被害者支援に関する講話の実施  
県警や刑務所、各種団体に対し、被害者支援センターの活動内容や被害者等の置かれた状況についての講話を行い、理解を深めてもらう。

## 第2 ファンドレイジング事業

- 1 被害者支援寄付金付き自動販売機設置促進  
県警・県・各自治体・企業・事業所・関係機関・団体等に対して、犯罪被害者支援寄付金付き自動販売機の設置を促進する。
- 2 募金箱の設置促進及び街頭募金活動等の実施  
キャッシュレス化の進展等、大変厳しい状況にあるが、県警・県・各自治体・企業・事業所・関係機関・団体等に対して、募金箱の設置を促進するとともに、街頭募金活動等を行い、財源確保を図る。
- 3 熊本県ふるさとくまもと応援寄附金「被支援NPO等」制度の活用  
県のふるさと納税（NPO等支援分）制度を活用するため、支援先団体の一つとして登録を継続する。
- 4 寄付金及び賛助会員募集の呼びかけ  
県や県警等関係機関と連携し、企業や事業所等に対する広報啓発を兼ねた寄付金及び賛助会員募集活動を計画的に展開する。

## IV 管 理 部 門

### 第1 会議の開催

- 1 定時総会及び理事会の開催  
5月に総会を、3月及び5月に理事会を開催し、業務執行状況等を報告する。
- 2 熊本県公安委員会への報告  
熊本県公安委員会へ事業報告書及び収支予算書等について報告する。

### 第2 業務執行体制の充実と強化

- 1 「犯罪被害者等早期援助団体」としての基盤強化  
  
(1) 体制の充実

業務マニュアルを作成し、事務分掌や役割分担を明確化し、持続可能で効率的な業務運営に努める。

(2) 支援活動責任者の育成

日本財団の助成を受け、令和5年4月から採用、支援活動責任者として育成している相談員が3年計画の最終年度となる。

2 「ゆあさいどくまもと」の業務管理

(1) 活動状況の管理

県から委託された「ゆあさいどくまもと」の業務を円滑に運営する。

(2) 組織の活性化

開設から10年目を迎え、相談員の高齢化と世代交代が課題となっており、今後、計画的な採用とさらなる資質の向上に努め、組織の活性化を図る。

3 財政基盤の強化

(1) 賛助会員の加入促進

年々減少している会費収入の回復を図るため、賛助会員の継続加入と新規会員の獲得に向けて、啓発イベント開催等を積極的に活用し、賛助会員の加入促進を図る。

(2) 助成金及び補助金等の拡充

国、県等からの補助金等の拡充を目指す。